

(照会先)

社会保険業務センター

企画調整課 井上、佐野

電話直通 3595-2679(12月17日(金))

電話直通 5344-1109(12月20日(月)以降)

平成16年12月17日

年金給付システムの総点検の結果（骨子）

昨年6月に公表した、厚生年金保険等の年金給付誤りの反省に立って、今年末を目途に年金給付システムの総点検を実施し、プログラム誤りや事務処理誤りがないかについて検証してきたところである。

この総点検の結果、未払い・過払い等の誤りの輪郭が明らかになったので、以下のとおり6事象を公表するとともに、各般の再発防止策を実施してまいりたい。

なお、対象件数の把握にまで至っていないものの、事象と原因までが明らかになったもの7事象及び年金受給権者等からの届出漏れによるもの4事象についても併せて公表する。

1 老齢厚生年金にかかる加給年金額の支給誤り

《概要》

年金給付システム変更の際のプログラム誤りにより、老齢厚生年金の受給権者の一部について、

(1) 支給を停止すべき加給年金額を支給していたため、過払いが判明した。 [対象件数 約1,000人]

(2) 支給を開始すべき加給年金を停止していたため、未払いが判明した。 [対象件数 約2,400人]

2 併給調整における支給誤り

《概要》

(1) 二つ以上の年金の受給権を有する者の併給調整において、事務処理誤りなどにより複数の年金を支給していたため、過払いが判明した。 [対象件数 約3,400人]

(2) 二つ以上の年金の受給権を有する者について、そのいずれかの年金額が変動した場合には、改めて併給調整を行うこととしているが、プログラム誤りにより、年金の過払い・未払いが判明した。 [対象件数 約5,300人]

3 老齢厚生年金にかかる年金額の計算誤り

《概要》

厚生年金基金の加入員記録を有する老齢厚生年金の受給権者の一部について、在職による支給停止額を計算するプログラム誤りにより、誤って年金額が計算され、過払いが判明した。

[対象件数 約4,000人]

4 未支給年金の支給誤り

《概要》

年金の受給権者が死亡した場合は、死亡月までの年金が支給されることとなるが、その未支給年金額の計算処理に係るプログラム誤りにより、年金の未払いが判明した。

[対象件数 約200人]

平成16年12月17日

年金給付システムの総点検の結果について

1. はじめに

社会保険庁においては、昨年6月に公表した厚生年金保険等の年金給付誤りの反省に立って、昨年12月から年金給付システムの総点検を実施し、実際にプログラム誤りや事務処理誤りがないかについて検証してきたところであります。

このほどこの総点検の結果、未払い・過払い等の誤りの輪郭が以下のとおり明らかになったので公表させていただくとともに、改めてお詫び申し上げ、各般の再発防止策を実施してまいりたい。

2. 事象のあらましと対応方針

まず事象の概要、原因及び検証時点における対象件数の概数が明らかになったものが別添1のとおりである。これらについては、対象となる方々を来年2月の定期支払以降順次特定し、個々にお詫び申し上げ、特に過払いについては、ご本人と十分調整を行わせていただくこととしている。

次に、事象の概要と原因までが明らかになったものが別添2のとおりである。これらについては、現在、対象者を調査するためのプログラムを作成中であり、来年3月までに対象件数等を早急に把握の上、別添1の事象と同様の対応を取っていくこととしている。

さらに、この総点検を行う中で、年金受給権者等からの届出漏れにより、年金給付が適正に行われていないと思われる事象が別添3のとおり判明した。これらについては、実際に個々の方が届出漏れであるかどうかを確認し、来年4月以降にご本人から届書を提出していただくよう勧奨等を行うこととしている。このケースについても上記の2つのケースと同様にていねいな対応を心がけていくこととしたいたい。

【別添1】

事象の概要、原因及び対象件数の概数が明らかになったもの

1 加給年金額に関すること

(1) 加給年金額の過払い

① 概要

老齢厚生年金（老齢満了している者に限る。以下同じ。）等（夫）に加算されている加給年金額は、加算対象となる配偶者（妻）が老齢厚生年金・障害厚生年金等が支給されているときは加算されないこととされ、その支給を全額停止されているときは加算されることとされている。

雇用保険の基本手当を受給満了した等の理由で全額支給停止となっていた配偶者（妻）の老齢厚生年金等が全額又は一部支給となったことにより、夫の老齢厚生年金に加算されている加給年金額を支給停止とするところ、警告リストが出力されていないために過払いとなっていることが判明した。（参考1参照）

② 原因

プログラム誤り

③ 対象件数

約1,000人

④ 対応

事象の契機を捉えて警告リストを出力するよう修正を行った。

(2) 加給年金額の未払い

① 概要

障害の程度が軽快した等の理由で配偶者（妻）の障害厚生年金等が全額停止となつたことにより、夫の老齢厚生年金の支給停止となっている加給年金額を支給開始とするところ、警告リストが出力されていないために未払いとなっていることが判明した。（参考2参照）

② 原因

プログラム誤り

③ 対象件数

約2,400人

④ 対応

事象の契機を捉えて警告リストを出力するよう修正を行った。

2 併給関係に関すること

(1) 併給調整漏れによる過払い

① 概要

同一人が支給事由の異なる2つ以上の年金の受給権を有する場合は、原則として一方の年金を支給し、他方を支給停止することとされている。

複数の年金の受給権を有しているにも関わらず、複数の基礎年金番号が付番されているため、同一人としての確認が行えず、複数の年金が支給され過払いとなっていることが判明した。(参考3参照)

② 原因

複数の基礎年金番号が付番されたにも関わらず、事務処理誤り等により重複付番が解消されなかつことによるもの。

③ 対象件数

約3,400人

④ 対応

対象者の方々には、同一人として誤りがないかどうかお尋ねするとともに、「選択申出書」の届出勧奨を行い、提出のあった方から順次補正した上で、個別にお詫びと過払い金の返済方法に関するお手紙を送付する。

(2) 併給選択処理の不具合による未払い又は過払い

① 概要

同一人が支給事由の異なる2つ以上の年金の受給権を有する場合は、原則として一方の年金を支給し、他方を支給停止することとされている。

しかしながら、雇用保険の基本手当を受給することにより特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止される場合において、一部繰上げの老齢基礎年金と他の年金との併給調整のプログラムに誤りがあり、適正な選択が行われず、未払い又は過払いが生じていることが判明した。

(参考4参照)

② 原因

プログラム誤り

③ 対象者数

約5,300人

④ 対応

当面、手作業により適正な選択処理を行う。

3 年金額計算に関すること

① 概要

老齢厚生年金の在職による支給停止額の計算において、厚生年金基金の加入員記録を有する者について、プログラム誤りがあり、正しい年金額が計算されていないために過払いが発生していることが判明した。

(参考5参照)

② 原因

プログラム誤り

③ 対象者数

約4, 000人

④ 対応

プログラム誤りについては、平成17年3月までに修正予定。

4 未支給年金に関すること

① 概要

年金受給権者の死亡による未支給年金については、死亡月までの未払い分を対象として支給することとされているが、未支給年金額の計算処理において連続する2つ以上の年金支払が振り込み不能等の理由により支払事故となっていた場合には、その一部が計算対象とされない仕様となっていたため、未払いが発生していることが判明した。(参考6参照)

② 原因

プログラム誤り

③ 対象者数

約200件

④ 対応

支払事故（振込不能）があった年金受給者が死亡し、未支給年金が支払われている場合は、支給額が適正であるか手作業により確認する。

【別添2】

事象の概要、原因までが明らかになったもの

1 加給年金額に関すること

① 概要

加給年金額を適正に支給するために、夫婦相互間の情報（氏名、生年月日）をそれぞれの年金受給者原簿に保有することとしているが、この情報が正しく収録されていないために、夫婦の特定ができず、加給年金額の見直し（支給・停止）が行えなかったため、未払い又は過払いが発生していることが判明した。

② 原因

事務処理誤り又は届出漏れ

③ 対象者数等の判明時期

平成17年3月予定

2 併給調整に関すること

① 概要

同一人が支給事由の異なる2つ以上の年金の受給権を有する場合は、原則として一方の年金を支給し、他方を支給停止することとされている。この後、いずれかの年金の額が変動したような場合には、選択する年金の見直しを行うことが必要となるが、これを行うための契機となる警告リストが出力されておらず、未払い又は過払いが発生していることが判明した。

② 原因

プログラム誤り

③ 対象者数等の判明時期

平成17年3月予定

3 在職老齢年金に関すること

(1) 記録間の連携不備による未払い又は過払い

① 概要

老齢厚生年金は、被保険者資格の取得、被保険者期間中の標準報酬月額等の変更及び被保険者資格の喪失を契機として年金額の改定処理が行われることとされている。これらの年金額の改定処理については、基礎年金番号をキーとして被保険者記録と年金受給権者記録との連携を取り、

届出を行っていただくことなくシステムで自動処理を行っている。

しかしながら、基礎年金番号の管理記録に「年金コード」や「加入制度表示」が収録されていない等、相互の情報が不完全であるため、老齢厚生年金の年金額の改定処理が行われず、未払い又は過払いとなっていることが判明した。

② 原因

基礎年金番号導入時の事務処理誤り

③ 対象件数等の判明時期

平成17年3月予定

(2) 65歳から支給される老齢厚生年金の裁定誤りによる未払い

① 概要

老齢厚生年金は、受給権発生月の前月までの被保険者期間を年金額の計算の基礎とすることとされている。

しかしながら、老齢基礎年金を繰り上げて受給している者については、65歳から支給される老齢厚生年金を裁定する場合、直近までの被保険者記録を反映させずに裁定を行っているため、未払いとなっていることが判明した。

② 原因

プログラム誤り

③ 対象件数等の判明時期

平成17年3月予定

4 年金額計算に関するこ

① 概要

年金制度においては、制度改正による年金額の見直しが行われた場合に、改正後の年金額が改正前の年金額を下回るときは、既得権を保障するために、その間、従前額保障として改正前の年金額で支給するといった経過措置が設けられている。

具体的には、改正後の額と改正前の額を年金額改定の都度に比較することとなるが、システム上、一旦、改正後の年金額が高額となった年金受給者については、その後の年金額改定において再度の比較は行わない仕様となっていた。

このため、平成15年度の物価スライド（マイナス改定）により平成6年の制度改正による改正前の年金額が高額となる者が生じ、本来であれば、改正前の年金額を保障すべきであったが、引き続き改正後の年金額を支給していたことから未払いとなっていることが判明した。

- ② 原因
プログラム誤り
- ③ 対象件数等の判明時期
平成17年3月予定

5 共済年金関係

- ① 概要

農林共済組合については、平成14年4月に厚生年金保険に統合され、それまでの加入期間は厚生年金保険の被保険者期間と見做されることとされている。

しかしながら、統合日以降に初めて厚生年金保険の被保険者期間を取得した者について、過去の組合員期間を厚生年金保険の被保険者期間と見做さずに受給要件審査を行っているため、裁定が正しく行われず、過払いとなっていることが判明した。

- ② 原因
プログラム誤り
- ③ 対象件数等の判明時期
平成17年3月予定

6 遺族年金に関すること

- ① 概要

遺族年金は、18歳未満の子が受給する場合には複数の受給権者となる場合がある。

この場合、各々の年金額は受給権者数で除した額とされていることから、受給権者数に変動が生じたときに年金額の見直しを行っている。

しかしながら、現況届が提出されていないために年金が差止めされているような場合、年齢到達による失権処理が正常に行われず、年金額の見直しが正しく行われないため、未払い又は過払いが生じていることが判明した。

- ② 原因
プログラム誤り
- ③ 対象件数等の判明時期
平成17年1月予定

届出漏れによるもの

1 加給年金額に関すること

① 概要

在職老齢厚生年金については、65歳到達時又は65歳以降に退職した際に、それまでの間の被保険者期間が追加されることとされている。これに伴い、当該年金が老齢未満了から老齢満了となった場合に、その者が生計を維持する配偶者等がいるときには、加給年金額が加算されることとなるが、届出がされていないため加給年金額が加算されておらず、未払いが生じていると思われる。

(注) 老齢満了とは、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある場合などをいう。

② 原因

老齢満了となった際に、生計を維持する配偶者等に関する届出が必要となるが、その届出が行われていないものと考えられる。

2 老齢厚生年金の裁定請求に関すること

① 概要

65歳以上であって、老齢基礎年金の受給資格を満たしている者については、厚生年金保険の被保険者期間が1ヶ月以上あれば老齢厚生年金が支給されることとされている。

しかしながら、これらの者について裁定請求行為が行われていないため、未払いが生じていると思われる。

(日常の業務処理においては、このような事例に該当する者を調査することは困難であるが、今後は、定期的に調査を行っていくことしたい。)

(注) 老齢基礎年金の受給資格は、国民年金の加入期間が25年以上である。

② 原因

年金の受給権は、40年以上にもおよび長期間の加入状況によるものであることから、行政側で受給権が有るか否かを判定することが現時点では困難であるため、本人からの請求行為に基づき裁定することとしているが、この裁定請求が行われていないことによるものと考えられる。

3 在職老齢年金に関すること

① 概要

在職老齢厚生年金の受給者が退職し、その後被保険者となることなく1ヶ月を経過したときは、それまでの被保険者期間により年金額を改定することとされている。

しかしながら、平成10年2月以前に被保険者資格を喪失した者たち、届出がなされていないため改定が行われておらず、未払いが生じていると思われる。

② 原因

不知若しくは勘違い等による届出漏れと考えられる。

4 老齢基礎年金の過払いに関すること

① 概要

老齢基礎年金の受給資格を満たしている者については、本人の希望により、60歳から65歳までの間に受給開始年齢を繰り上げて減額した老齢基礎年金を受給できることとされている。ただし、その間に被保険者となった時には、その間、老齢基礎年金が支給停止されることとされている。

しかしながら、共済組合の組合員となった受給権者について、届出がされていないため支給停止されず、過払いが生じていると思われる。

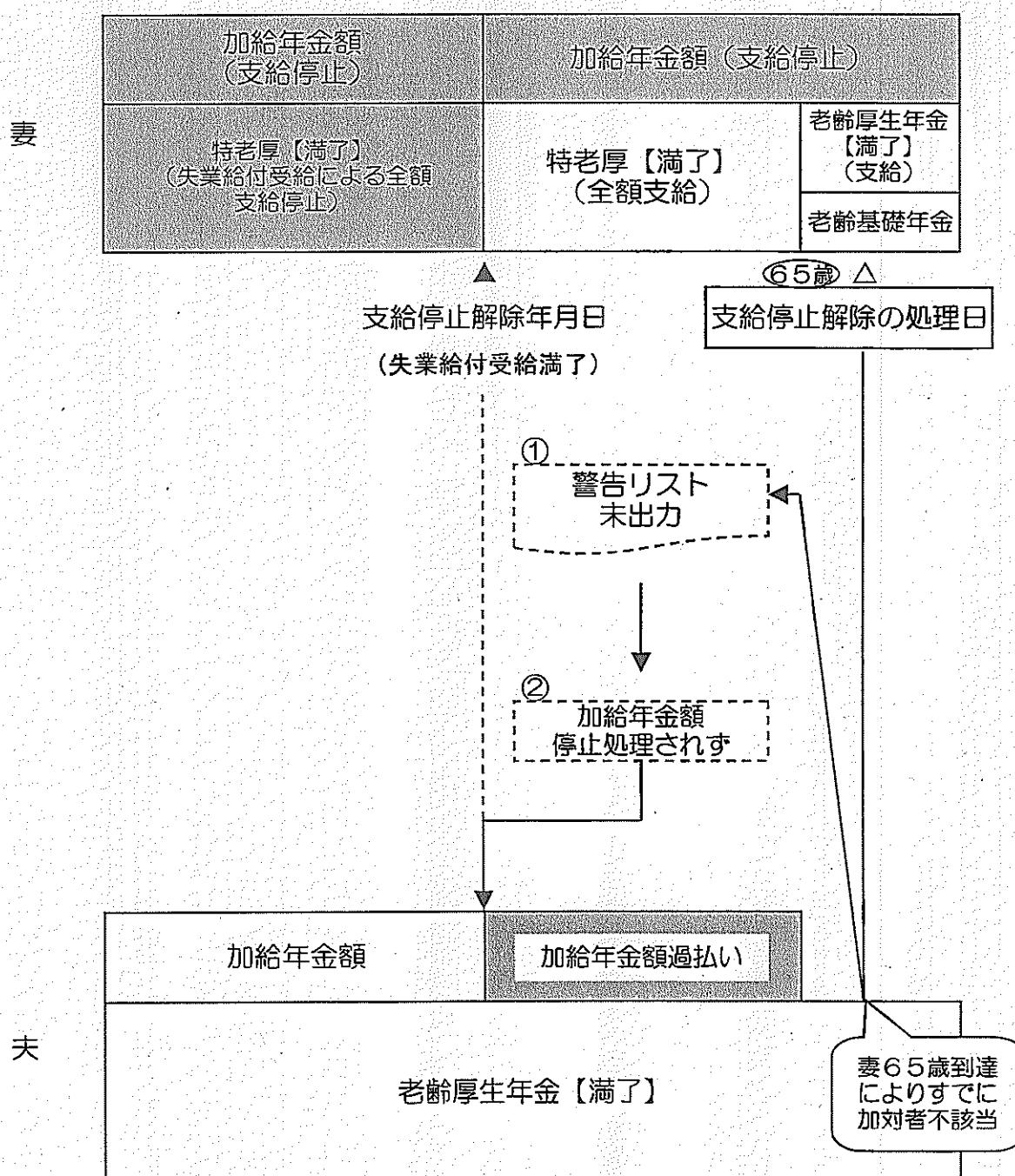
② 原因

不知若しくは勘違い等による届出漏れと考えられる。

(参考 1)

妻の老齢厚生年金の支給停止解除年月日▲以降は、夫の老齢厚生年金の加給年金額を支給停止しなければならないが、支給停止解除の処理が65歳をはさんで行われたため、処理日△の時点ではすでに配偶者（妻）が加対者不該当となっていることから、警告リストが出力されていない。

したがって、夫の老齢厚生年金の加給年金額が支給停止されず過払いとなつた。



(参考2)

妻の障害厚生年金（3級）が、障害不該当▲により全額支給停止となつたことから、夫の老齢厚生年金の加給年金を見直す必要があるが、そのための警告リストが出力されていない。

したがつて、夫の老齢厚生年金の加給年金額が支給開始されず未払いとなる。

妻

障害厚生年金【3級】
(全額支給)

障害厚生年金
(全額支給停止)

▲
障害不該当

①

警告リスト
未出力

※ 障害1・2級から全額停止となつた場合は
リストが出力されていた。

②

加給年金額
開始処理されず

夫

加給年金額
(支給停止)

加給年金額未払い

老齢厚生年金【満了】

(参考3)

平成9年1月 付番

障害厚生年金

A

基礎年金番号 A

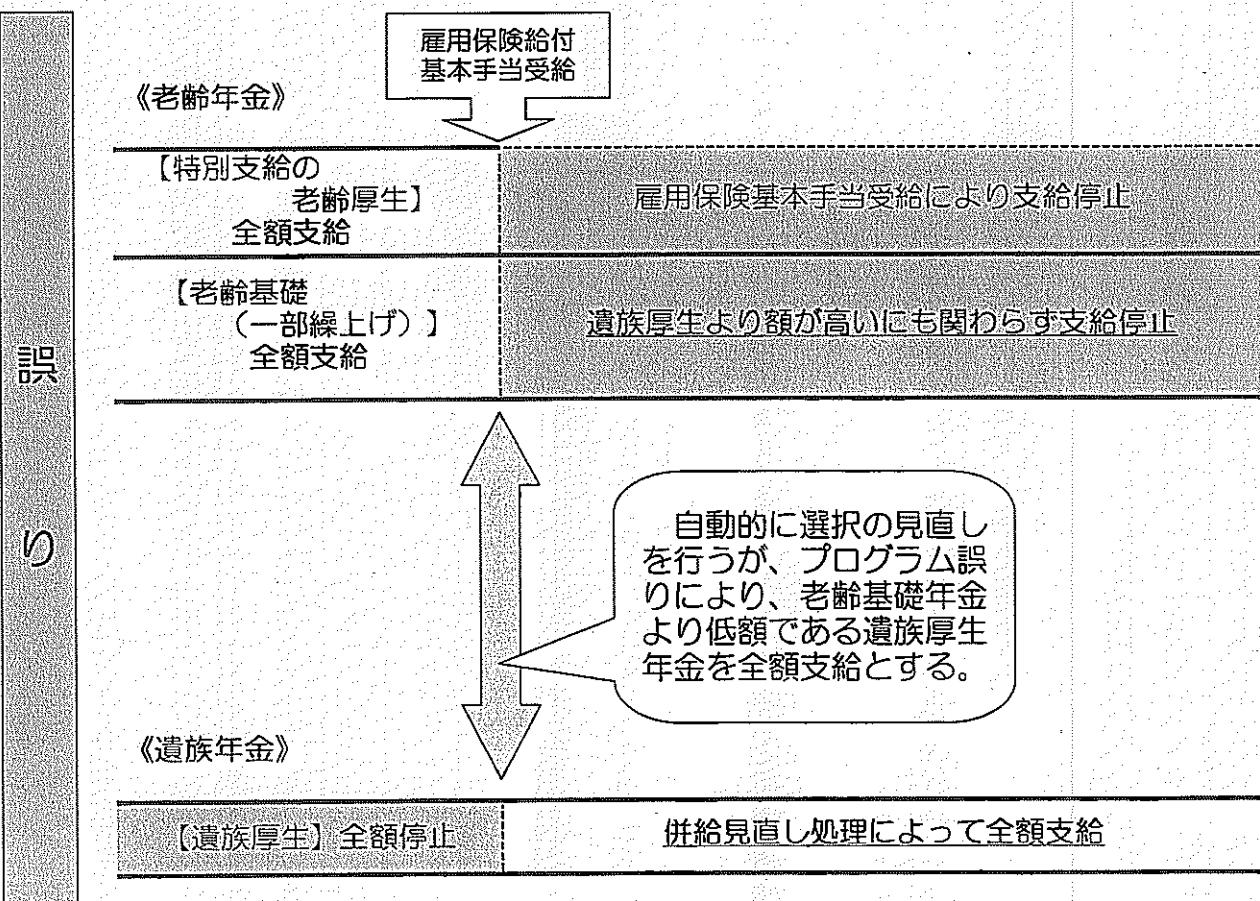
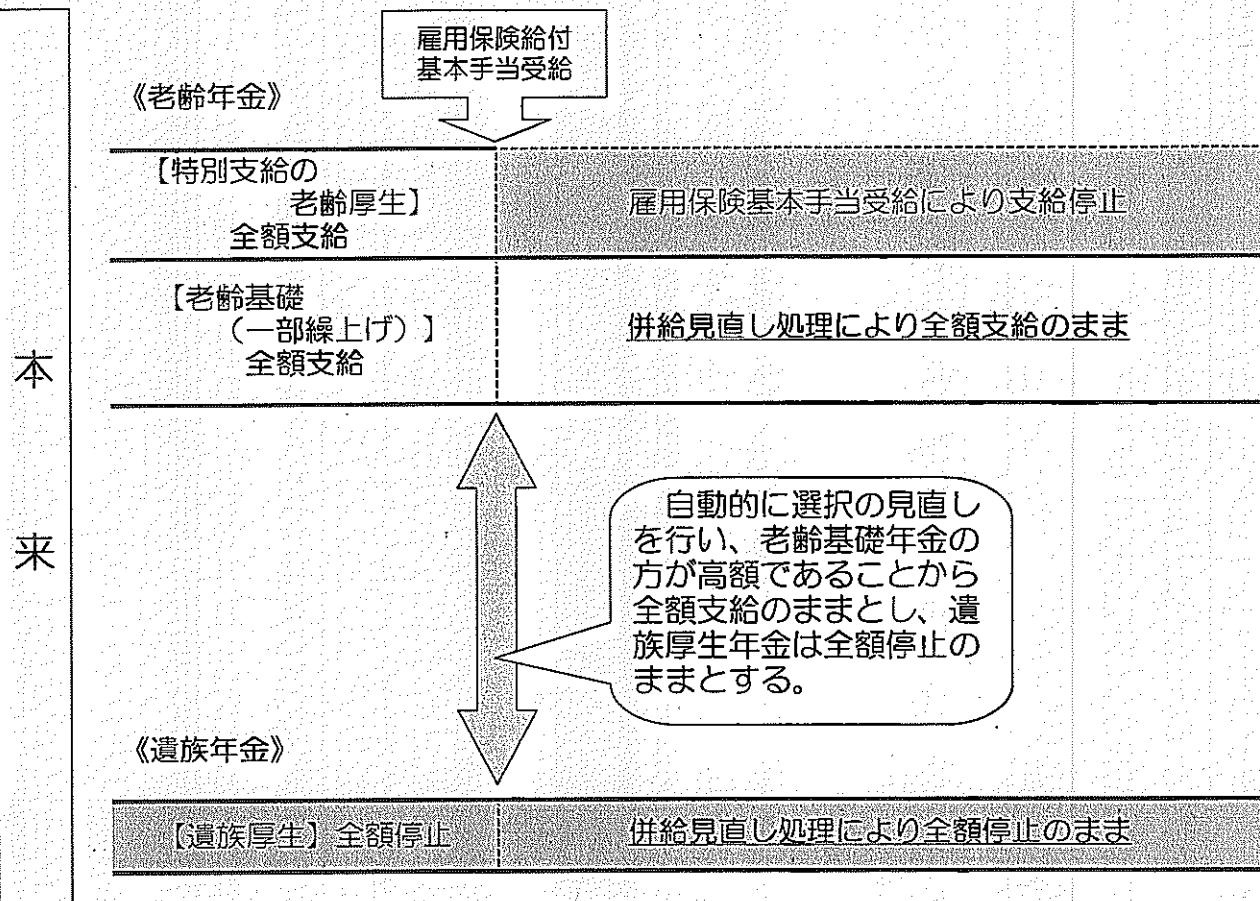
基礎年金番号が異なる
ため、同一人と確認でき
ない。(届出漏れ等)

老齢厚生年金

B

基礎年金番号 B

(参考 4)



特別支給の老齢厚生年金支払額計算

$$A(\text{基本年金額}) - B(\text{在職停止額}) = Z(\text{差引支払額})$$

(1. ②、2. ②を比較すると旧水準が高い)

正 差引支払額
 $A - B = Z$ 30,840円

在職停止額(旧水準)
 B 346,260円

$$A = 193,944 + 183,196 \div 377,100 \quad A$$

(1. ④、2. ④を比較し、両方とも▲のため、新水準とした)

誤 差引支払額
 $A - B' = Z'$ 37,860円

在職停止額(新水準)
 B' 339,240円

$$A = 193,944 + 183,196 \div 377,100 \quad A$$

過誤払額
 ▲7,020円

<ネンキン タロウ：生年月日 S 14. 12. 25>
 新水準平月 234,420円 再評価前平月 234,894円
 旧水準平月 227,497円 総報酬月額相当額 300,000円

1. 新水準による年金額

$$\textcircled{1} \text{ 定額部分 } 1,676 \text{ 円} \times 1.246 \text{ (生年月日乗率)} \times 94 \text{ 月} \times 0.988 = 193,944 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 報酬比例部分 } 234,420 \text{ 円 (平月)} \times 7.876 / 1000 \text{ (生年月日乗率)} \times 94 \text{ 月} \times 0.988 = 171,469 \text{ 円} \leftarrow$$

$$\textcircled{3} \text{ 基金代行部分 } 234,894 \text{ 円 (平月)} \times 8.41 / 1000 \text{ (生年月日乗率)} \times 94 \text{ 月} = 185,693 \text{ 円}$$

$$\textcircled{4} \text{ 報酬比例部分 } - \text{ 基金代行部分 } = \Delta 14,224 \text{ 円} \quad \leftarrow$$

正

支比べを行うべき部分

2. 旧水準による年金額

$$\textcircled{1} \text{ 定額部分 } 1,676 \text{ 円} \times 1.246 \text{ (生年月日乗率)} \times 94 \text{ 月} \times 0.988 = 193,944 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 報酬比例部分 } 227,497 \text{ 円} \times 8.41 / 1000 \text{ (生年月日乗率)} \times 94 \text{ 月} \times 1.031 \times 0.988 = 183,196 \text{ 円} \leftarrow$$

$$\textcircled{3} \text{ 基金代行部分 } 234,894 \text{ 円 (平月)} \times 8.41 / 1000 \text{ (生年月日乗率)} \times 94 \text{ 月} = 185,693 \text{ 円}$$

$$\textcircled{4} \text{ 報酬比例部分 } - \text{ 基金代行部分 } = \Delta 2,497 \text{ 円} \quad \leftarrow$$

誤

支比べを行っていた部分

3. 停止額計算 (65歳未満で基本月額が28万円以下で総報酬月額が48万

円以下の場合)

年金額×0.8×1/12

$$\text{支給停止額} = \text{年金額} \times 0.2 + (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28 \text{ 万円}) \times$$

1/2 × 1/2

193,944 円 + 171,469 円

365,400 円 × 0.8 × 1/12

$$\cdot \text{新水準 } 365,400 \text{ 円} \times 0.2 + (300,000 \text{ 円} + 24,360 \text{ 円} - 280,000 \text{ 円}) \times$$

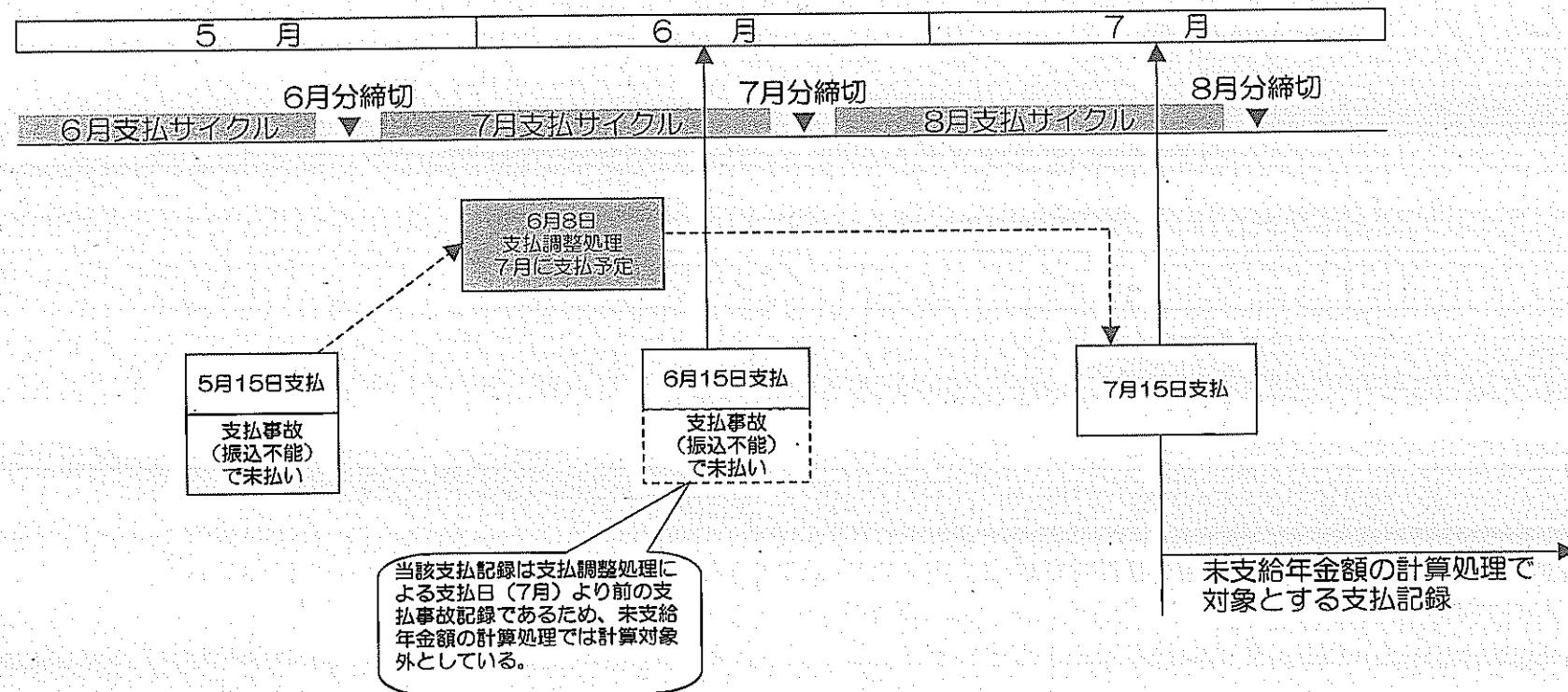
1/2 × 1/2 = 339,240 円

193,944 円 + 183,196 円

377,100 円 × 0.8 × 1/12

$$\cdot \text{旧水準 } 377,100 \text{ 円} \times 0.2 + (300,000 \text{ 円} + 25,140 \text{ 円} - 280,000 \text{ 円}) \times$$

1/2 × 1/2 = 346,260 円



(参考 6)